

参考資料

規定集

○滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による 意思疎通等の促進に関する条例	1
○手話に関する施策の推進に関する法律	7
○手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会設置要綱	13

○滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による
意思疎通等の促進に関する条例

令和5年12月28日

滋賀県条例第44号

滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例をここに公布する。

滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意
思疎通等の促進に関する条例

私たちは、平成31年に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例を制定し、障害を理由とする差別を解消することを誓い、県民の共感と連帯、そして協働による共生社会を実現することを決意した。

他者への共感や様々な人々との連帯および協働は、障害の有無にかかわらず、自分の考えや意見を伝え合い、そして相互に信頼を深め、感情を理解していく中で、生み出されてくるものである。

その意味において、障害者自らが、情報を十分に取得し、取得した情報をもとに意思の決定や意見の表明を行うこと、また、他者との意思疎通を不便なく図ることができる環境を整えることは、障害者が社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加することを促すだけでなく、私たち県民が目指す共生社会をより豊かなものにしていくためにも必要不可欠である。

我が国では、教育の場において読唇と発声を用いた口話法による教育を進めた際に、ろう者の言語である手話の使用が制約されたという過去があり、また、今日においても、障害者の特性に応じた言語その他の手段が数多く存在するにもかかわらず、社会における理解や配慮の不十分さのために、情報の取得や利用、意思疎通の場面で、障害者が困難を感じるものが依然としてある。

私たちは、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、能動的に参画できる共生社会の実現に向け、障害者がこれまでに経験し、また今日においても相対する意思疎通等における困難を認識するとともに、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等を促進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例(平成31年滋賀県条例第8号)第24条の規定の趣旨にのっとり、手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用(以下「障害の特性に応じた意思疎通等」という。)の促進について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、障害の特性に応じた意思疎通等を促進し、もって全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害の特性に応じた言語その他の手段 手話、筆談、点字、拡大文字、手書き文字(手のひらに指先等で文字を書き伝える方法をいう。)、触手話、指点字、平易な言葉、実物または絵図の提示または手渡し、身振り、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳、代読、代筆、盲ろう者向け通訳、字幕、代用音声(咽頭摘出により失われた発声機能に代えて器具等により音声を発する方法をいう。)、文字盤、重度障害者用意思伝達装置(指先、眼球等の動きで機器を操作することにより文字または音声で意思を伝達する装置をいう。)その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段をいう。
- (2) 障害者 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第1号に規定する障害者をいう。

(基本理念)

第3条 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者が自らの意思によって行う障害の特性に応じた言語その他の手段による意思の表示が重要であるとの認識の下に、行われなければならない。

2 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、手話は独自の体系を有する言語で

あって、ろう者が心豊かな日常生活および社会生活を営むために大切に受け継いできた文化的所産であることについての理解が深まるよう、行われなければならない。

- 3 障害の特性に応じた意思疎通等の促進は、障害者でない者による円滑な意思疎通ならびに情報の十分な取得および利用にも資するものであるとの認識の下に、行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

- 2 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町および県民等(県民、障害者関係団体その他の関係者および事業者をいう。以下同じ。)と連携し、および協力するものとする。

(県民等の責務)

第5条 県民等は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めるとともに、県が実施する障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策に協力しなければならない。

(啓発および学ぶ機会の確保)

第6条 県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保を行うものとする。

(環境の整備)

第7条 県は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者を派遣する体制の整備、障害の特性に応じた意思疎通等に関する相談に応ずる拠点の設置その他の必要な環境の整備を行うものとする。

(人材の確保等)

第8条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等を支援する者の確保、養成および資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の発信等)

第9条 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。

2 県は、障害者が災害その他非常の事態において、障害の特性に応じた言語その他の手段を利用して必要な情報を取得することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報通信機器等の利用方法の習得に係る取組)

第10条 県は、障害者および障害者関係団体その他の関係者が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことに資する情報通信機器その他の機器および情報通信技術を活用した役務の利用方法を習得することができるよう、講習会の実施、相談への対応その他の必要な取組を行うとともに、これらの取組を行う県以外の者に対して機器の貸出、講師の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

(県民等の取組に対する支援)

第11条 県は、県民等が行う障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発、これらを学ぶ機会の確保その他の障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する取組に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(調査研究の推進等)

第12条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進のために必要な調査および研究を推進し、その成果の普及に努めるものとする。

(実施状況の報告等)

第13条 知事は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を総合的か

つ計画的に推進するため、毎年度、当該施策の実施状況を滋賀県障害者施策推進協議会に報告し、その意見を聴くものとする。

(障害者等による啓発等)

第14条 障害者および障害者関係団体その他の関係者は、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、それぞれの立場において、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発に努めなければならない。

2 障害者関係団体その他の関係者は、それぞれの立場において、県民等が障害の特性に応じた言語その他の手段を利用することができるよう障害の特性に応じた言語その他の手段を学ぶ機会の確保に努めるとともに、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるよう環境の整備に努めなければならない。

(事業者による環境の整備)

第15条 事業者は、次に掲げる場合において、県民等が障害の特性に応じた意思疎通等を円滑に行うことができるための合理的配慮(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例第2条第4号に規定する合理的配慮をいう。)を的確に行うため、従業員に対する研修の実施その他の環境の整備に努めなければならない。

(1) 障害者に対し商品を販売するとき。

(2) 障害者に対し医療、保健、福祉、文化芸術活動、スポーツ等に係るサービスを提供するとき。

(3) 障害者を雇用するとき。

(学校等の設置者による啓発等)

第16条 学校等(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園および児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所をいう。以

下同じ。)の設置者は、当該学校等の学生、生徒、児童および乳幼児(以下この条において「学生等」という。)に対し、当該学校等の学生等が障害の特性に応じた意思疎通等に関する理解を深めることができるよう、障害の特性に応じた言語その他の手段に関する啓発およびこれらを学ぶ機会の確保に努めなければならない。

- 2 学校等の設置者は、当該学校等の学生等およびその保護者からの当該学校等における障害の特性に応じた言語その他の手段の利用に関する相談に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備に努めなければならない。
- 3 学校等の設置者は、当該学校等の職員の障害の特性に応じた言語その他の手段に関する知識および技能の向上のため、研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第17条 県は、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前項の検討に当たっては、滋賀県障害者施策推進協議会の意見を聴くものとする。

(滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部改正)

- 4 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

○手話に関する施策の推進に関する法律

(令和七年六月二十五日)

(法律第七十八号)

第二百十七回通常国会

第二次石破内閣

手話に関する施策の推進に関する法律をここに公布する。

手話に関する施策の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 基本的施策(第六条—第十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、手話がこれを使用する者にとって日常生活及び社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段であることに鑑み、手話の習得及び使用に関する施策、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策並びに手話に関する国民の理解と関心の増進を図るための施策(以下「手話に関する施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策の基本となる事項を定めること等により、他の関係法律による施策と相まって、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 手話に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 手話の習得及び使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにすること。

二 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化(手話及び手話による文学、演劇、伝統芸能、演芸その他の文化的所産をいう。以下同じ。)の保存、継承及び発展が図られるようにすること。

三 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、手話に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(障害者基本計画等との関係)

第四条 政府が障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第十一条第一項に規定する障害者基本計画を、都道府県が同条第二項に規定する都道府県障害者計画を、市町村が同条第三項に規定する市町村障害者計画を策定し、又は変更する場合には、それぞれ、当該計画がこの法律の規定の趣旨を踏まえたものとなるようにするものとする。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、手話に関する施策を実施するため必要な財政上又は法制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本的施策

(手話を必要とするこどもの手話の習得の支援)

第六条 国及び地方公共団体は、手話の習得についての理解に資するよう、手話を必要とするこども及びその保護者に対する手話に関する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもがその希望により手話を習得することができるよう、乳幼児期においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供、学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六

号)第一条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。次条において同じ。)の授業その他の教育活動においてその心身の発達に応じて手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

- 3 国及び地方公共団体は、手話を必要とするこどもの手話の習得に資するよう、その保護者及び家族が手話を学習することができる機会の提供、これらの者に対する手話に関する相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における手話による教育等)

第七条 国及び地方公共団体は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、手話を使用するこどもが在学する学校において、その意向ができる限り尊重されつつ手話による教育を受けることができるよう、手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の施策の実施に資するため、手話の技能を有する教員が養成されるようにするための大学及び教員養成機関による取組の促進、手話を使用するこどもが在学する学校の教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、手話を使用するこどもが学校生活において手話を自由に使用することができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(大学等における配慮)

第八条 国及び地方公共団体は、大学等(学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条において同じ。)において手話を使用する者に対しその意向ができる限り尊重された適切な教育上の配慮がなされるよう、手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組

の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（職場における環境の整備）

第九条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者を雇用し、又は雇用しようとする事業主における手話を使用する者が手話を適切かつ円滑に使用することができる職場環境の整備のための取組が促進されるよう、事業主に対する情報の提供、相談及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における生活環境の整備等）

第十条 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が地域において手話を使用して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境の整備が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、手話を使用する者が災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においてその安全を確保するため必要な情報を迅速かつ確実に取得することができるよう、手話による情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（その他の手話の習得の支援）

第十一条 国及び地方公共団体は、第六条に定めるもののほか、音声言語を習得した後に音声言語による意思疎通を行う上での困難を有することとなった者であって手話を必要とするものその他手話を必要とする者がその希望により手話を習得することができるよう、手話に関する情報の提供、相談及び助言、手話を学習することができる機会の提供その他の手話の習得の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

（手話文化の保存、継承及び発展）

第十二条 国及び地方公共団体は、手話文化の保存、継承及び発展が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の施策には、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを通じて手話文化の保存、継承及び発展が図られるようにするための取組が含まれるものとする。

(国民の理解と関心の増進)

第十三条 国及び地方公共団体は、手話に関する国民の理解と関心を深めるよう、手話に関する広報活動及び啓発活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育において手話に関する理解と関心が深められるよう、学校教育において利用できる効果的な手法に関する情報の提供、児童、生徒等が手話を学習することができる機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(手話の日)

第十四条 国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようにするため、手話の日を設ける。

2 手話の日は、九月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、手話の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(人材の確保等)

第十五条 国及び地方公共団体は、手話通訳を行う者その他の手話に関する専門的な知識及び技能を有する人材の安定的な確保、養成及び資質の向上のため、研修の機会の確保、適切な処遇の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第十六条 国は、手話文化の保存、継承及び発展に資するよう、手話文化に関する調査研究の推進、情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、手話の習得のための効果的な手法の開発、手話による円滑な意思疎通を図るためのデジタル技術その他の先端的な技術を活用した機器等の開発、手話の習得及び使用に関する調査研究等の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流の推進)

第十七条 国は、手話に関する国際交流を推進するため、手話を使用する者の国際的交流の支援、手話文化に関する情報の交換等の活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十八条 国は、手話に関する施策の策定及び実施に資するよう、手話を使用する者その他の関係者の意見を聴き調査審議を行う等、その意見を国の施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 この法律の規定については、この法律の施行後おおむね五年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語その他の手段による意思疎通等の促進に関する条例(以下「条例」という。)付則第2項に基づき、この条例の施行後3年を目途として、この条例の施行状況および手話に関する法制の整備の動向等を勘案し、この条例の規定について検討を行うため、手話等による意思疎通等促進条例見直し検討小委員会(以下「小委員会」という。)を設置するとともに、小委員会内に手話施策推進ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」)を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、条例見直しについて必要となる以下の事項について、調査・検討等を行う。

- (1)手話等による意思疎通等の促進に関する施策の現状把握と課題・論点の整理
- (2)手話等による意思疎通等の促進に関する条例見直しの必要性および改正項目の検討
- (3)その他

2 ワーキンググループは、条例見直しについて必要となる以下の事項について、調査・検討等を行う。

- (1)手話施策の現状把握と課題・論点の整理
- (2)手話施策推進法に対応した条例見直しの必要性および改正項目の検討
- (3)その他

(組織)

第3条 小委員会は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第1項に基づく小委員会とする。

2 委員は、滋賀県障害者施策推進協議会運営要綱第5条第2項に基づき、手話施策推進・意思疎通支援の分野に精通する者として滋賀県障害者施策推進協議会長(以下「会長」という。)が適当と認める者の中から、会長が委嘱して充てる。

3 委員の任期は令和9年3月31日までとする。ただし、この期間終了後、必要に応じて再任することができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、会議に関する関係者を招き、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 小委員会の庶務は、滋賀県健康医療福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行する。